

序説

1. 環境問題の動向

現在の環境問題は、従来の大気汚染、水質汚濁などの産業型公害に加え、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化にともなう、大気汚染、水質汚濁などの都市・生活型公害(*1)が問題となってきました。

さらに、我々の日常生活や各種の事業活動が自然環境へ過大な負荷をもたらし、地球温暖化(*2)やオゾン層(*3)の破壊や酸性雨(*4)などのいわゆる地球環境問題が顕在化し、人類の生存基盤そのものが脅かされるまでになっています。

これに対して国際社会では、平成4年(1992年)に地球サミット(*5)を開催し、今後の環境保全のあり方を示す原則を掲げた「リオ宣言(*6)」や持続可能な開発を実現するための行動計画を示した「アジェンダ21(*7)」が採択され世界的な取り組みがはじまりました。

特に地球温暖化は大きなテーマであり、平成16年(2005年)2月には、京都議定書(*8)が発効され、この中で日本は、温室効果ガス(*9)の総排出量を平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の間に平成2年(1990年)と比べ6パーセント削減するとの目標を定めています。

国においては平成5年(1993年)11月に「環境基本法(*10)」を制定し、翌年には環境基本計画を閣議決定しました。また、兵庫県においても平成7年(1995年)7月に「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、平成14年(2002年)5月にはこれまでの環境基本計画を全面的に見直し、総合的かつ計画的な環境政策が展開されています。

2. 計画策定の背景

本町においては、平成11年(1999年)12月に「第4次猪名川町総合計画」を策定し、「人と自然がやさしくとけあい、未来に輝くふるさと猪名川」の実現を目指してまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境を保全し猪名川町らしい風景を後世に伝えていくため、開発行為などに対する適正な指導を実施するとともに、ニュータウン地域や幹線道路沿い、河川敷などの緑化、水環境や森林資源の保全、さらには、住民の主体的な環境美化活動を支援するなど、自然環境と調和したまちづくりを進めてきました。

*1 都市・生活型公害・・・P70
*2 地球温暖化・・・P70
*3 オゾン層・・・P67
*4 酸性雨・・・P69
*5 地球サミット・・・P70

*6 リオ宣言・・・P72
*7 アジェンダ21・・・P67
*8 京都議定書・・・P68
*9 温室効果ガス・・・P67
*10 環境基本法・・・P68

平成12年(2000年)3月には、総合計画に示された環境分野におけるまちづくりの理念と将来像を具体化するため、「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」を制定するとともに10月には「猪名川町環境基本計画(第1次)」を策定しました。

環境の世紀といわれている今、住民、事業者、NPO(*11)、行政などのあらゆる行動主体の「参画と協働(*12)」による取り組みのもと、公害の防止、自然環境の保全、よりよい生活環境の創造、さらには地球環境の保全のためには、社会経済活動、生活様式を含め社会全体の価値観を地球・自然環境への負荷が少ないものに変革していく具体的な行動を進めることがこれまで以上に求められています。

第1次の環境基本計画は、計画期間を概ね5年としていますが、この間、住民の環境に対する関心も一層の高まりを見せるなど、環境問題をめぐって対応すべき新たな課題も明らかになってきた中で、新たな計画への見直しが求められており、「第2次猪名川町環境基本計画」として策定するものです。

3. 環境の保全と創造の基本理念

環境の保全と創造の基本理念は、「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」において次のとおり推進されなければならないとされています。

環境の保全と創造は、町、事業者及び住民がそれぞれの責任を自覚し、協働してはじめてその実現が図られるものであること。

現在享受される環境は、先人の努力が累積され、現在の住民に残された貴重な遺産であり、これを将来の住民へ継承されるものであること。

町、事業者及び住民がそれぞれの立場で日常生活や事業活動について自ら環境に配慮することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現をめざすものであること。

地球環境保全が、人類共通の課題であることから、町、事業者及び住民すべてが地球環境保全を自らの問題としてとらえて、環境の保全に努めるものであること。

*11 NPO・・・P67

*12 参画と協働・・・P69

4. 計画策定の全体像

(1) 計画策定の基本方針

本計画は、以下に示す基本方針に基づき策定するものとします。

人と自然が共生できる環境づくり

日常生活や事業活動に起因する自然環境への過大な負荷により、生態系が急速に損なわれつつあり、これら自然環境や生態系の保全に取り組むことが急務となっています。

このため、現存する生態系をその生息環境も含めて一体的に保全するとともに復元にも取り組み、人と自然が共生できる環境づくりを進めます。

負荷が少ない循環型の社会システムづくり

自然の恵みを大切にし、負荷を少なくするため、大気、水、資源、エネルギーなどの循環を自然の営みにあったサイクルに近づけます。

また、自然の恵みを他地域へ過度に依存したり、負荷を他地域に及ぼしたりすることを避け、負荷が少ない循環型の社会システムづくりを進めます。

「参画と協働^(*12)」の環境づくり

住民、事業者、NPO^(*11)、行政などの各主体が目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向付けます。

教育における環境学習の推進

環境保全に関する考えを深めるには、環境との関わりを常に意識し、児童や生徒、住民が自ら環境の保全や創造に向けて対応するような気運の醸成が必要です。

そのためにも、それぞれの社会経済活動が環境に配慮したものとなるよう学校教育、生涯学習などを通じた環境学習を進めます。

*11 NPO …… P67

*12 参画と協働 …… P69

(2) 計画の位置付け

本計画は、「猪名川町総合計画」との整合を図りつつ、各施策の環境面で配慮すべきことを示すとともに、環境面での実効性があるものとするため、できるだけ具体的な目標を掲げ、住民、事業者の環境に配慮した暮らし方や事業活動の指針になるものとしします。

(3) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」で示す内容及び将来を見越して可能な限り幅広くとらえます。

具体的には次の項目を計画の対象としています。

項目	具 体 例
地球環境	地球温暖化(*2)、オゾン層(*3)の破壊など
自然環境	森林・里山(*13)・農地・水辺の保全、野生生物の保護など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、環境美化、廃棄物など

(4) 計画の対象地域

計画の対象地域は、猪名川町全域とします。

また、地域特性に配慮するとともに、広域的な環境保全と創造への貢献を視野に入れたものとします。

(5) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成18年(2006年)度から概ね5カ年とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、適宜見直しを行います。



朽原地区の清流

*2 地球温暖化・・・P70

*3 オゾン層・・・P67

*13 里山・・・・・・・P69

(6) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成します。

基本構想

住民、事業者、NPO（*11）、行政がともにめざすべき、環境の保全と創造からみたまちづくりの目標とその実現に向けた取り組みの基本方向を示すものです。

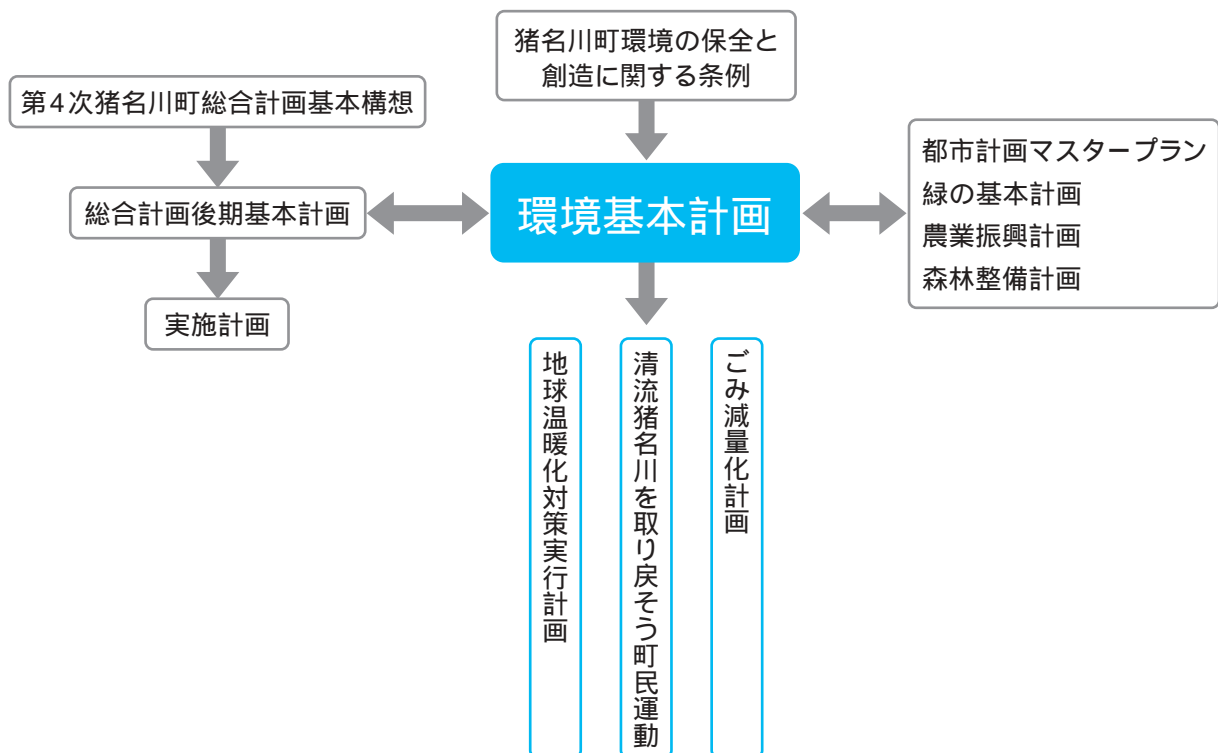
基本計画

基本構想に基づいて実施していく施策の概要を具体的に示すものです。

(7) 他の計画との関係

環境基本計画は、猪名川町環境の保全と創造に関する条例に基づく環境施策のマスタープランであり、総合計画の後期基本計画の理念、将来像を環境面から充実させるための計画です。環境基本計画と他の計画との関係は次のように整理されます。

他の計画との関係



*11 NPO・・・P67

5. 猪名川町の概況

(1) 町の位置、地形など

本町は、兵庫県の南東部に位置し、大阪府と境を接し、北を篠山市、東を大阪府能勢町、西を三田市、南東を川西市、南西を宝塚市に接しています。総面積は90.41平方キロメートルで、東西約8キロメートル、南北約18キロメートル、と細長く、直線距離で大阪まで約25キロメートル、神戸まで約30キロメートルで、日生中央駅から鉄道で大阪方面へは1時間弱、神戸方面へは約1時間半の時間距離となっています。

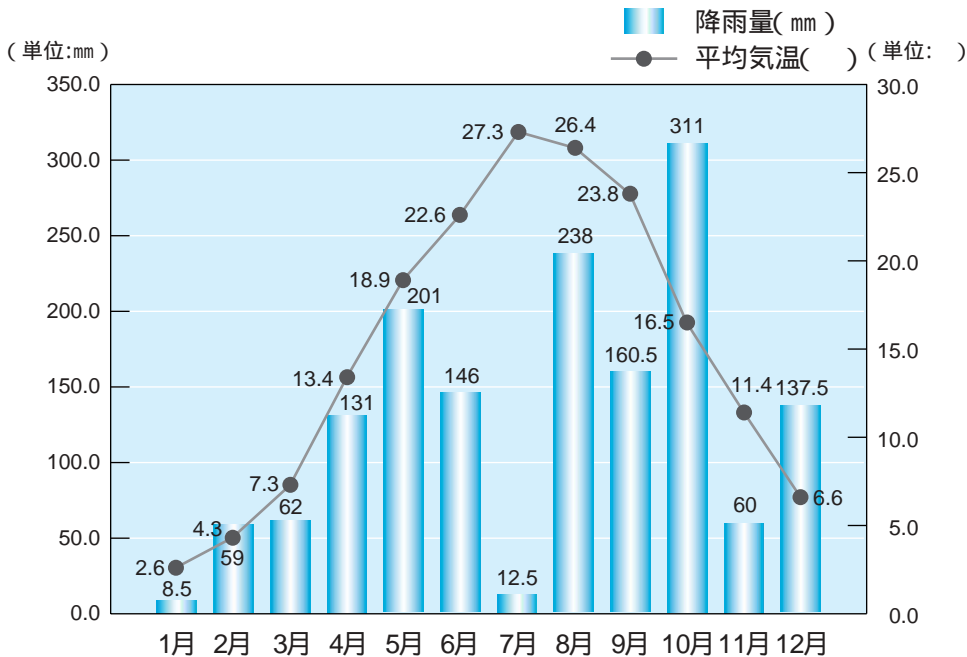
地形は、最北部に位置する大野山（標高753メートル）に源を発する猪名川が町の中央を南北に流れ、その周辺に帯状の平地が形成されています。そして、これを抱くように標高 400メートルから700メートル級の山々が隣接地域との間に連なっており、北より南にいくにしたがい漸次低くなっています。

地質は、町域の大部分が古期岩類に属する丹波層群と有馬層群によって占められ、南部の低地は丹波層群の上に堆積した新生代層で覆われ、北部は丹波層群を貫いて噴出した有馬層群が広がり、地質を基盤で見ると南部より北部の方が歴史的に新しい時期に形成されています。

気候は、瀬戸内型気候帯に属し、内陸型気候で、平成16年(2004年)の平均気温は15.1度であり、また、年降水量は1,527ミリメートルです。



気温、降水量の年間推移(平成16年)



資料:町消防本部

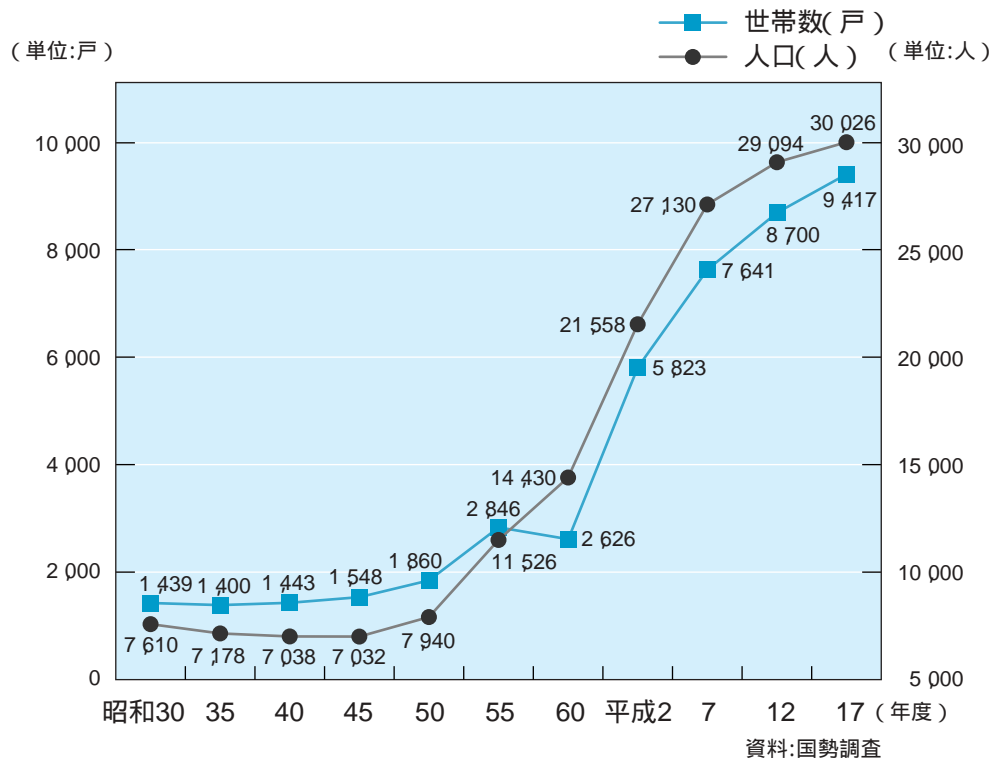
(2) 町のあゆみ

古代から農耕、狩猟などが営まれ、高僧行基が楊津院を建立以来歴史的にその名をとどめることとなりました。近世に入り、幕府の直領となり銀山を中心に繁栄しました。

明治4年(1871年)の廃藩置県により、この地域一帯は兵庫県となり、明治21年(1888年)の市町村制の公布にともない、明治22年(1889年)に中谷村、六瀬村が創設され、その後、昭和30年(1955年)4月10日、両村の合併により猪名川町が誕生し、現在に至っています。

戦後の高度成長期以降、京阪神地域の住宅地として、昭和45年(1970年)より町南部丘陵地を中心として、大規模なニュータウン開発が進み、昭和53年(1978年)には、鉄道が初めて乗り入れました。人口も合併当時の7,747人から、平成17年(2005年)3月末にはその約4倍の30,332人となり、これら大規模ニュータウンの開発による人口の増加とともに都市的土地利用への転換が進んでいます。

人口と世帯数の推移



(3) 町の環境特性

本町の土地利用現況は、町面積の78パーセントを森林が占めており、周辺の山並みが映える環境で、特に北部地域においては、地域の大部分が森林であり、中央部の山あいには田園集落が点在しています。一方、住宅団地などの開発が集中する南部地域においては都市的土地利用が進んでいます。

また、近年、里山(*13)は生活様式の変化、後継者不足からその管理が困難となり、荒廃が進んでおり、森林が持つ保水力の低下、また、農業の担い手不足による耕作農地面積の減少などを一要因として河川の水量は減少し、ヨシが繁茂し河川の景観は大きく変わってきており、総合的な対応が求められています。

一方、河川の水質については、北部地域においても公共下水道や合併処理浄化槽(*14)の整備による水質の改善が進みつつあり、向上が図られています。

廃棄物については、ライフスタイルの変化などによる排出量の増加に対応し、分別収集の実施などによるごみ減量化や再資源化への取り組みを進めています。

6. 計画策定の課題

計画策定の基本方針及び猪名川町のまちの成り立ち、社会的、自然的特性を踏まえ、今後の環境の保全と創造において取り組むべき課題は、次のようにあげられます。

(1) 豊かで多様な自然環境の保全と地域が一体となった環境の創造

本町は、地理的、自然的状況から多様な自然環境を有していますが、ニュータウンなどの開発や経済活動の変化から、森林、農地などの管理の低下や自然環境の変化が生じております。

したがって、現存する生態系をその生息環境も含めて一体的に保全するとともに、開発などに際しては、良好な自然の保全や緑豊かなまちづくり、さらには、失われた自然を回復、復元するために、地域が一体となった環境の創造が必要です。

(2) 人と自然が共生する環境づくり

豊かな自然環境の広がりや、本町の魅力の一つであり、野生生物の生息環境として重要な役割を果たしています。

しかしながら、日常生活や事業活動などに起因する自然環境への過大な負荷により、生態系が急速に損なわれつつあり、これら自然環境や生態系の保全に取り組むことが急務となっています。

自然の恵みを享受するとともに、希少種のみならず身近な生きものも含めた生態系の保全と復元に取り組み、人と自然とが共生する環境づくりを進める必要があります。

*13 里山・・・・・・・・・・P69

*14 合併処理浄化槽・・・P68

(3) 地球環境保全に関する貢献

社会経済活動の増大にともない、自然環境へ過度な負荷を与えるようになった今日、地球温暖化(*2)やオゾン層(*3)の破壊、生物種の急速な減少など、さまざまな環境問題が地球規模で生じています。

本町が地球環境へ与える負荷は相対的に小さいものの、その解決のためには、各地域での努力が必要であり、地域での取り組みの一つひとつが、地球環境全体の保全につながるものです。

そのためには、社会経済活動、生活様式を見直し、環境への負荷の少ないまちづくりを進め、さらに、国際的な取り組みを進めていく必要があります。

(4) 地域環境への負荷の低減と循環型社会の創造

地域の生活環境を保全するためには、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染及び廃棄物などに関して、環境への負荷の低減に取り組む必要があります。

特に猪名川が流れる本町においては、事業場の活動に伴う排水と家庭からの炊事、洗濯、入浴などの生活排水による河川の水質汚染対策として公共下水道の整備を進め、整備率98.4パーセント(16年度末)となっており水質の改善傾向がみられます。

また廃棄物の焼却は、大気汚染のみならず地球温暖化(*2)の原因である温室効果ガス(*9)を発生することから、その発生量の抑制、再資源化に向けた取り組みが今まで以上に必要となっています。

これまでの河川環境を取り戻すためのさまざまな施策の推進と併せて、今後さらなる廃棄物の分別収集の徹底、再資源化及びごみの減量化など、循環型社会をめざした取り組みを行うとともに、我々の社会経済活動や生活様式のあり方を見直す必要があります。

(5) 適正な役割分担の下ですべての主体の参加促進

今日の環境問題は、特定の産業活動だけでなく、日常生活にも起因したものになっており、こうした中、住民の環境に対する意識は年々高いものになっています。

今後の環境づくりにおいては、住民、事業者、NPO(*11)、行政が連携しつつ、それぞれの立場で責務を担うことの重要性が高まっています。

そのためには、学校教育のみならず日常生活、事業活動、地域などにおける環境学習の促進とともにそれぞれの多様な活動を促進し、環境保全などの取り組みをより高めていく必要があります。

*2 地球温暖化・・・P70

*3 オゾン層・・・P67

*9 温室効果ガス・・・P67

*11 NPO・・・P67